

葛巻町特産品販売促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町の特産品の流通の停滞を解消し、地域経済を回復して活性化を図るとともに、町の特産品の販売促進、販路拡大及び認知度向上による新規の顧客獲得を図ることを目的に、この要綱において規定する特産品の発注を受けた町内の中小企業者が、町外の消費者に発送する際に支払う送料に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町特産品販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の交付基準)

第2 補助金の交付基準は、別表1のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の20%を超える増減
- (2) 補助事業の中止又は廃止

(申請の取下げ)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(書類の整備等)

第6 交付対象者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 補助対象者 | 下記特産品の要件に該当する特産品を販売する町内の中小企業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社及び個人（以下同じ）。 |
| 補助対象経費 | 補助対象者が支払う、対象期間に町外の消費者に発送した送料とし、発送一口当たりの特産品の購入金額（送料を除いた金額）が1,500円（税込）以上の場合とする。ただし、下記特産品の要件に該当しない特産品を同梱した場合は、原則として、補助の対象としない。 |
| 特産品の要件 | 以下のいずれかに該当し町が認めたものとする。 ① 加工品は、町内産物を加工した製品であること。もしくは、生産者又は製造者が町内の中小企業者であること。 ② 生鮮品は、産地が町内であること。 |
| 補助金額 | 補助対象経費の全額とする。 |
| 対象期間 | 対象期間は次のとおりとする。 ① 7月1日から9月30日まで ② 11月1日から翌年1月31日まで |

別表 2 (第 5 関係)

| 条 項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|------------------------------|---|--------------------|----|--------------------------|
| 規則第4条の規定による書類 | 1 葛巻町特産品販売促進事業費補助金 交付申請書 | 第1号 | 1部 | 事業開始の日から起算して15日以内 |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類 | 1 葛巻町特産品販売促進事業費補助金 変更（中止・廃止）承認申請書 | 第2号 | 1部 | 変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内 |
| 規則第13条第1項の規定による書類 | 1 葛巻町特産品販売促進事業費補助金 実績報告書 2 葛巻町特産品販売促進事業費補助金 請求書 3 発送日、発送先、内容物、購入金額、 送料及び支払い済みであることが確認 できる書類 | 第3号 第4号 任意様式 | 1部 | 各月の末日から起算して30日以内 |